

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく

日比谷総合設備株式会社 行動計画

当社従業員が、男女問わず能力を発揮し仕事と育児を両立できる環境整備を進めるとともに、女性活躍の推進及び働き方改革を一層強化するため、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間：2026年4月1日～2029年3月31日（3年間）

2. 目標、取組内容及び実施時期

【目標①】 新卒採用における女性比率について、継続して20%以上を目安とする。

<取組内容>

- 2026年4月1日～
- ・女性活躍推進データベースおよび当社採用ホームページの内容を見直し、女性が活躍できる職場であることを積極的に社外へ発信する。
 - ・会社説明会等において、女性採用実績や職場で活躍する女性社員の状況を紹介し、当社における女性活躍の取り組みを積極的に発信し、応募者の拡大を図る。

【目標②】 女性管理職の比率を6%程度に引き上げることを目標とする。

<取組内容>

- 2026年4月1日～
- ・管理職登用について、男女問わず能力・業績に基づき行うことを明確にし、女性社員についても引き続き積極的に登用を行う。
 - ・管理職として活躍する女性社員の事例紹介や成長機会の提供を通じて、自身のキャリアを描きやすい環境を整える。

【目標③】 男性の育児休業等の取得率を100%とするとともに、取得期間2週間以上の割合を50%以上に引き上げることを目標とする。

また、女性については育児休業等の取得率100%を継続して維持する。

<取組内容>

- 2026年4月1日～
- ・育児休業制度の周知と取得対象者へ個別説明を行い、男女問わず取得しやすい環境を整える。
 - ・業務調整や復職支援を実施し、取得から復職まで安心して利用できる体制をつくる。

【目標④】 全従業員の時間外労働の月平均を継続して40時間未満とする。

<取組内容>

- 2026年4月1日～
- ・労働時間の状況を定期的に確認し、長時間労働の抑制に努める。
 - ・繁忙が予測される現場を随時ヒアリングし、業務量の適正化を図る。